

議案第 7 7 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の処理に利用する特定個人情報として年金生活者支援給付金関係情報を追加するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年羽曳野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 11 の項中「又は年金給付関係情報」を「、年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表第 2(第 4 条関係)			別表第 2(第 4 条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～10 省略			1～10 省略		
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報、 <u>年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報</u> であって規則で定めるもの	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報 <u>又は年金給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
12～22 省略			12～22 省略		
別表第 3 省略			別表第 3 省略		